

## 陳情第2号



【件名】 ふるさと納税に関する陳情

【要旨】「ふるさと納税した納税者を市の施設利用に係る「市民扱い」とすること」

【理由】 ふるさと納税が拡大している昨今、和光市でもその活用を検討して頂きたい  
陳情致します。

具体的にはふるさと納税をした納税者を市の施設利用に係る「市民扱い」とする、との趣旨です。ふるさと納税は和光市にとり増税となり、市への発展につながります。

一方納税した人々は和光市の発展を願っている事は一番であるが、出来ればその恩恵に預かれればより嬉しいはずです。

平成27年4月1日より和光市総合体育館では施設利用に係る四市扱いが撤廃されます。開設当時は利用者も少なく近隣の市民や区民が支えてきた実績もございます。近隣の市民や区民も皆、和光市の発展を願っております。

そこで「ふるさと納税した納税者を市の施設利用に係る『市民扱い』とすること、との方法が最良と思われます。

是非ご検討いただき本旨を受け入れられる事を願っている次第です。

平成27年 / 月 30日

和光市議会議長 菅原 満 様

陳情者

住所 埼玉県和光市白子3-1-23-802

氏名 谷部 正史

(ほり2名)